

## 『返済猶予ガイドライン』の制定について

—— 年末までに申請すれば、元本返済を猶予 ——

日本振興銀行株式会社(本店:東京都千代田区、代表執行役社長:西野 達也)は、1990年代後半から中小企業に対する「貸し渋り」が社会的な問題になったことを契機に、日本経済の裾野を支えている中小企業を支援することを目的に創設されました。当行は、こうした経緯から、経営者の資質や事業の将来性を前向きに評価し、中小企業に対してスピーディーに融資を実行することを旨としております。

当行におきましては、2006年10月に、民間銀行として初めて『再チャレンジ支援融資』を実行し、その後、『再チャレンジローン』として商品化したほか、2007年12月には『地域企業応援制度』を創設しました。2008年には、『環境企業応援制度』『来日企業応援制度』『知財企業応援制度』を設けて、多様な中小企業の資金ニーズに対応する態勢を整えています。2009年に入ってから、業種別融資商品の開発に力を注ぎ、中小企業の比率が高い12業種に専門的に対応できる融資体制を整えております。

また、昨今の中小企業における資金繰り難に対応するため、2009年9月に入ってから、新政権のマニフェスト等に則り、『中小企業活性化ローン』『とことん応援ローン』『金利オンリー』『お客さま大感謝ローン』という元金返済の負担を軽減した融資商品を矢継ぎ早に投入いたしました。また、今月からは、『ご来店感謝ローン2.95』という元本のみならず金利を含めた返済負担を軽減した新商品を提供しております。

こうした状況下、政府は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を閣議決定し、資金繰りに苦しんでいる真面目な中小企業に対しては、元本支払等を猶予する方向で金融機関は努力すべきである、という明確な方針を打ち出しております。

当行では、政府が打ち出している方針は、中小企業の窮状を真正面から捉えて、真摯に対応しようとする意思を明確に示した上で、銀行界に対して社会的責任を自ら体現するよう求めたものであると認識しております。また、中小企業を支援することを目的に創設された当行といたしましては、政府が示した方針に沿うよう真摯に最大限努力することが、社会から求められていると考えます。

このため当行では、このたび『返済猶予ガイドライン』を制定し、当該ガイドラインにおける条件を遵守することを確約した借入先に対しては、原則として、既存貸出の借り換えやデット・エクイティ・スワップ等を実施することにより、1年間をひとつの目安として、元本の返済猶予と同等のメリットが得られるような措置を講じることを決定いたしました。

当行が、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の成立を待たずして、独自にこのような対応をとるのは、年末の資金繰りを心配している中小企業を本当の意味でサポートするためには、11月半ばまでに明確なガイドラインを示す必要があるという経営判断によるものです。

今回制定した『返済猶予ガイドライン』の概要は、以下のとおりです。

	内 容
基本方針	今後の受注環境の回復等によって業況の回復が見込まれ、概ね1年後において、返済に滞ることのないことが見込まれる借入先であって、書面で約束した下記の条件をすべて履行することを確約し、それを履行し続けている場合には、原則として、既存貸出の借り換えを実施すること等により、1年間をひとつの目安として、元本返済猶予と同等のメリットが得られるようにいたします。
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 週に1度、売上げや資金繰りの現状を担当店舗に連絡すること。</li> <li>● 月に1度、売上げや資金繰りの現状を示す書類を提出すること。</li> <li>● 月に1度、当行が実施している定例のアンケートに答えること。</li> <li>● 月に1度、予め定めた日時に担当店舗に来店して面談すること。</li> <li>● 事業に大きな影響を及ぼし得る事象が発生した場合、当行に速やかに報告すること(具体的には、取引先の倒産、売上げの大幅減、社員数の大幅減、第三者への支払遅延、税金の滞納、住所・電話番号の変更、資産の質入れや譲渡担保、保証、違法な貸金業者からの借入等を指す)。</li> <li>● 重大な経営方針の決定に際しては、事前に当行に相談すること。</li> </ul> <p>—— 上記の条件のうちひとつでも不履行となった場合は、期限の利益が喪失いたします。</p>
対象先	原則として、有利子負債が1億円未満であり、当該スキームの適用を申請する時点において当行からの借入残高を有する先で、2009年11月16日から同年12月25日までに申請した先に限ります。 —— 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の法文及び省令等が確定した時点において、その内容に即して、条件等を見直すとともに、2009年12月25日以降の対応を決定いたします。
留意事項	当ガイドラインの適用にあたっては、当行所定の審査が必要です。別途、担保・第三者保証や手数料が必要になる場合があります。なお、当ガイドラインに関するご相談は、最寄の当行各店舗にて承ります。

本件についてのお問い合わせ先

日本振興銀行株式会社 : 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-7 日本振興ビル

電話 : 03-5217-0010

経営管理室 : 山口・山内